

奄美大島

自然保護

ガイドブック

保存版

（奄美・琉球を世界自然遺産へ）

INDEX

世界自然遺産	2
奄美大島	4
行政の取り組み	6
国立公園	7
希少野生動植物の指定状況	8
希少種の保護と外来種対策	16
不法投棄の防止	18
自然体験の提供（エコツーリズム）	19

世界自然遺産

World Natural Heritage

世界遺産とは、1972年（昭和47年）に採択された「世界遺産条約」に基づいて、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「世界遺産リスト」に記載された遺産のことで、国家や民族を超えて人類が共有し、次世代に受け継いでいくべき価値をもつ遺産を対象としています。

「奄美・琉球」は今、この世界自然遺産登録に向けて準備を進めています。地域おこしにもつながる遺産登録ですが、希少野生動植物や自然景観の保護に向けて地域全体による取り組みがなされていないと、登録自体ができない可能性もあります。そうならないためにも、この機会に島人の暮らしと自然の関わりについて見つめ直し、自分が何をすべきか、何ができるのか考えてみましょう。



世界遺産登録数（2013年6月時点）

世界遺産には、自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類があります。

【日本】

自然遺産 4 件

文化遺産 13 件

複合遺産 0 件

合計 17 件

【世界】

自然遺産 193 件

文化遺産 759 件

複合遺産 29 件

合計 981 件

▼日本の世界自然遺産

- 屋久島（1993年12月登録）
- 白神山地（1993年12月登録）
- 知床（2005年7月登録）
- 小笠原諸島（2011年6月登録）

世界自然遺産登録へ向けたスケジュール

「奄美・琉球」の世界自然遺産登録へ向けたこれまでの経緯とスケジュール（目標）は次のとおりです。

2003年（平成15年）5月

国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地に挙げられる



2013年（平成25年）1月

「奄美・琉球」が世界自然遺産の正式な候補地に決定
ユネスコ世界遺産センターに暫定リスト記載のための書類を提出



2014年（平成26年）

国立公園の指定等 推薦準備作業



2015年（平成27年）1月（目標）

ユネスコ世界遺産センターへ推薦書の提出



2015年（平成27年）夏（目標）

IUCN（国際自然保護連合）による現地調査



2016年（平成28年）夏（目標）

世界遺産委員会の審査（可否決定）



2016年（平成28年）夏（目標）

世界遺産リストへ登録

奄美大島



奄美市笠利町 土盛海岸

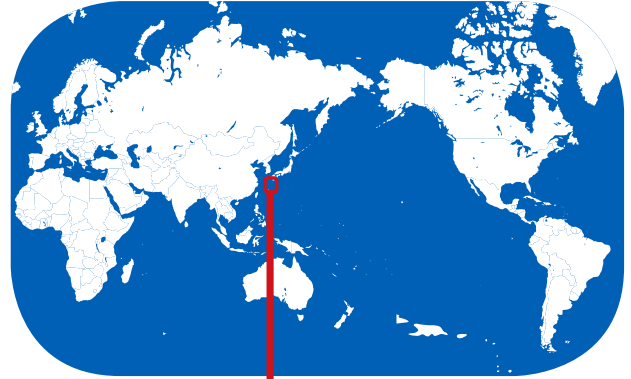
奄美群島は、鹿児島県本土と沖縄のほぼ中間に位置する有人8島（奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島外3島）の総称で、総面積は1,239平方キロメートル（奄美大島は約720平方キロメートルで沖縄本島、佐渡島に次ぐ面積）です。かつては大陸の一部であり、切り離されたことで独自の生態系や固有種が遺されてきたと考えられています（※1）。

奄美大島は、北部が山の少ないなだらかな地形で、美しい海岸線を有し、南部は大半を山岳部で占められています。

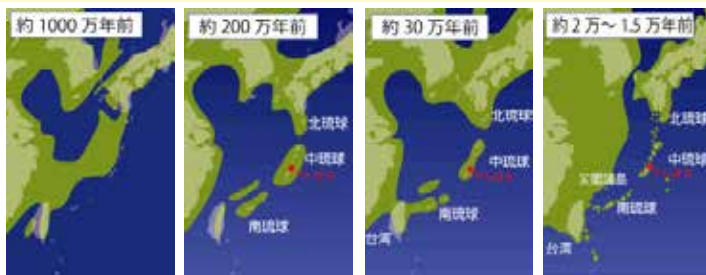
気候は亜熱帯海洋性に属し、四季を通じ温暖で、降水量が多く、黒潮が走る豊かな海には美しいサンゴ礁が広がり、色鮮やかな熱帯魚も生息しています。

緑深い内陸部では、固有種であるアマミノクロウサギやルリカケスをはじめ、珍しい動植物が生息し、豊かな自然が身近に存在しています。これらの貴重な自然の保護に努め、後世に引き継いでいくことが重要な課題となっています。

また、奄美大島には、伝統工芸品である本場奄美大島紬や黒糖焼酎、そして島唄や八月踊りに代表される伝統芸能など、自然や風土に密着し、歴史とともに育まれた貴重な宝があり、人々の生活の一部となって親しまれています。



（※1）琉球諸島（奄美群島を含む）の形成史



このころの琉球列島は大陸の一部でした。

現在の琉球列島に相当するエリアの陸地は、北琉球部分を除きおおむね大陸から切り離されました。

南琉球の北東側と中琉球との間に孤立した陸域が生じる一方、南琉球の大部分は大陸や台湾と一体化していました。

海面の100mあまりの低下に伴い尖閣諸島などが大陸や台湾と、また北琉球が九州と一体化する一方、南琉球の大部分と中琉球の島々は隔離されたままでした。

資料：環境省やんばる野生生物保護センター



奄美市住用町

マングローブの森



コクトクン

奄美大島が世界自然遺産候補地に選ばれた理由

「奄美・琉球」は、世界的にも貴重な固有種や、そのほか絶滅のおそれのある動植物の生育地として非常に重要な地域であることから、世界自然遺産候補地として選ばれています。



豆知識なのだ

申請して世界自然遺産に登録された割合は約5割。必ず登録されるとは限りません。登録へ向けた地域全体の自然保護活動が注目されています。

【奄美・琉球の重要性】



(※2) 顕著な普遍的価値の価値基準(クライテリア)

☆世界自然遺産として登録されるためには、次の4つの価値基準(クライテリア)のうち1つ以上を満たしている必要があります。

- 自然景観** 類例を見ない自然美および美的要素をもった優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。
- 地形・地質** 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。
- 生態系** 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発達において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
- 生物多様性** 学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれがある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、もっとも重要な自然の生息・生育地を含むこと。

上記に加え、

- ☆完全性の条件を満たしていること(生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であることなど)
 - ☆確実に保護を担保する適切な保護管理体制があること
- などが、世界自然遺産登録の必要条件として挙げられています。

【奄美大島における特に有望な価値基準】

生態系

生物多様性

世界自然遺産になるとどうなる？

奄美大島が世界自然遺産に登録されると、下記のような効果が予想されます。メリットを最大限に生かし、デメリットの不安をなくすためにも、事前の心構えと準備が必要です。

良い効果(メリット)

- ◎島の知名度・イメージアップ
- ◎観光客の増加
- ◎人口・仕事の増加
- ◎農産物・特産品のブランド化
- ◎奄美大島の良さを再認識
- ◎住民のシマへの愛着・誇りが強くなる
- ◎自然・文化のさらなる保護・継承に



懸念される問題(デメリット)

- 人が増えることによる自然・景観への影響(→ゴミ問題・動植物の盗掘や採取・交通など)
- 住民の暮らしへの影響・変化
- 山への出入りや伐採は可能？(→規制については国立公園に基づくため、7ページの内容をご覧ください。)

豆知識なのだ
世界遺産登録地では、観光客の増加が一時的だった所と、継続できている所があります。地域発展のためには登録されてからが本当のスタートです。

世界自然遺産登録へ向けた行政の取り組み

国・県・市町村及び奄美群島広域事務組合では、世界自然遺産登録に向けて下記のようなさまざまな取り組みを行っています。

◎ 国の取組み

- 重要地域の国立公園の指定に向けた作業
- マングースの防除事業
- アマミノクロウサギなど希少種の保護増殖事業
(捕獲採取規制、調査研究、交通事故防止対策など)
- 世界自然遺産や国立公園、野生生物をはじめとする奄美の自然についての普及啓発の勉強会などを実施
- ニュースレターや環境教育用冊子の制作・配布、自然観察会の実施

◎ 奄美群島広域事務組合の取組み

- 「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」の事務局として、環境省、鹿児島県、奄美群島内の各市町村、その他関係者と連携・調整
- エコツーリズムの推進、エコツアーガイドのサポート

◎ 市町村の取組み

- 啓発用の看板設置、うちわ・下敷き(子ども用)の配布
- アマミノクロウサギのロードキル防止用啓発看板を設置
- 希少野生動植物の保護に関する条例を施行
- 飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例を施行
- ヤギ放し飼いの禁止、ノヤギ駆除対策の実施
- 希少野生植物の盗採防止 ○ポイ捨て条例の施行
- サンゴ礁保全対策 ○ウミガメの保護・調査
- 地域の観光客受け入れ体制構築のための事業を実施
- ご当地ナンバー(原付バイク)の交付

◎ 県の取組み

- 観光客の増加等、世界自然遺産登録に向けた各種課題の整理と対策の検討
- 環境省主催の国立公園に関する検討会や、国立公園指定に関する地元説明会への参加・協力
- 希少野生生物の保護対策や外来生物対策等
- 地域住民等に対する勉強会の開催、世界自然遺産「道のり」奄美群島クリーンアップ大作戦の実施、普及啓発用パンフレット等の作成・配布



【ロードキル防止看板】



【希少野生動植物下敷き】



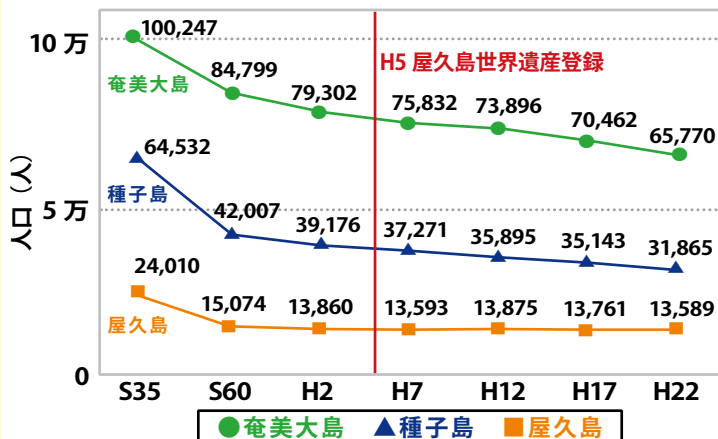
【世界自然遺産啓発用ロゴ】

世界自然遺産登録地 屋久島 ～人口と観光業の変化～

鹿児島県の屋久島は、標高による連続植生、植生遷移や暖帯の生態系の変遷等の研究における重要性を持つこと、ヤクスギを含む生態系の特異な景観を持つことなどの特徴が学術的に大きな

価値をもつものとして評価され、1993年に世界自然遺産として登録されました。登録前と登録後で、島にどのような影響があったのか。人口と観光業の変化について例を挙げて紹介します。

奄美大島・種子島・屋久島における人口の推移



平成2年～平成22年の20年間で、全国の離島における人口はおおむね減少していますが、屋久島は現状維持を続けています。

屋久島の宿泊・観光関係事業者の変化

		世界資産登録前	世界遺産登録後	増加の程度
宿泊施設 (平成元年と24年)	施設数	49軒	137軒	2～2.8倍
	収容力	1,600人	3,278人	
観光バス (平成4年と24年)	保有台数	11台	39台	約3.5倍
レンタカー (平成4年と24年)	事業者数	5社	16社	3～4倍
	営業台数	107台	458台	
観光関係業者数 (平成元年と24年)	エコツアーガイド数	約20人	164人	8倍

※屋久島観光協会資料より

世界自然遺産登録された後に、観光関係の施設・事業者数などはすべて増加しています。

国立公園

国立公園とは、自然公園法という法律に基づいて指定される「自然公園」の一種です。自然公園は、地域の自然そのものや自然風景を保護するとともに、それらをレクリエーションや教育などに生かすことを目的とした自然を主とする公園です。

自然公園の種類

- ① 国立公園
国が指定し、国が管理
- ② 国定公園
国が指定し、都道府県が管理
- ③ 都道府県立自然公園
都道府県が指定し、都道府県が管理



クマちゃん

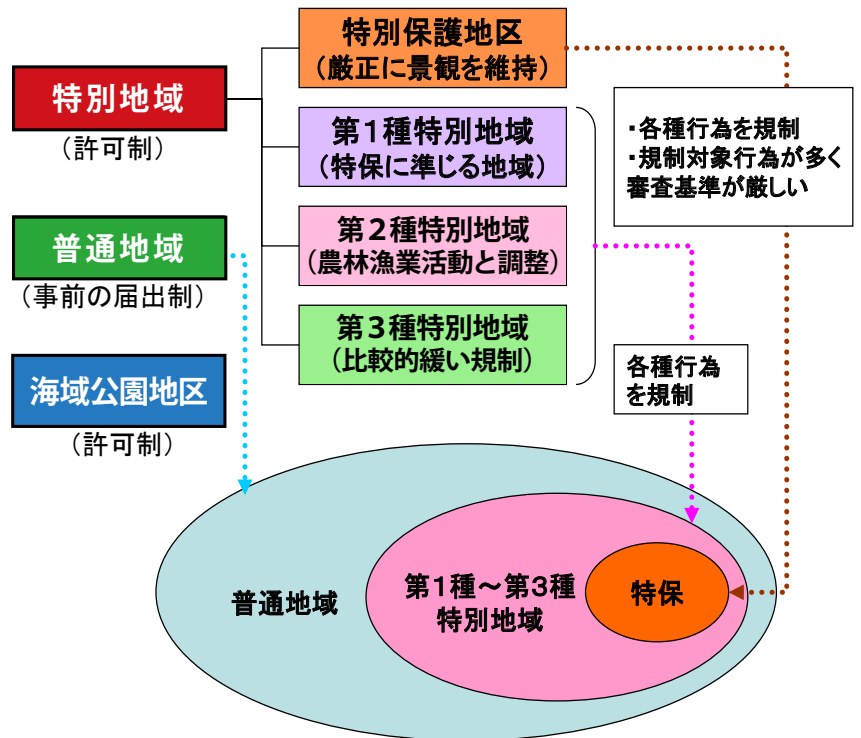
国立公園は、優れた自然の地域が指定される「国の宝」であり、この地域指定は世界自然遺産登録に向けた準備のひとつでもあります。

国立公園（ナショナルパーク）は、国を代表する景勝地として、国内はもちろん海外にも紹介されることになり、知名度の向上や観光客の増加が期待できます。

また、指定されると自然保護の重要性の高低に応じて地域が分けられ、保護と開発のバランスをとるために、重要性に応じて一定の行為に規制がかかります（許可制又は届出制）。規制の強弱は地域により異なるので、すべての場所に同じような規制がかかるわけではありません。

最も重要な地域は厳正に保護する必要があるため厳しい規制がかかります（特別保護地区や第1種特別地域）が、事前に届出をすればいいという緩い規制の地域もあります（普通地域）し、住民生活等の維持のためにあらかじめ規制の適用を受けない行為も定められています。

【保護規制のイメージ】



豆知識だよ

世界自然遺産に登録されるのは国立公園の中でも特に大切な区域。その周辺は緩衝地域になると考えられます。

コラム

奄美大島の自然今昔

その昔、奄美大島の先人たちは、海や川で遊び、森で学び、豊富な動植物によって生活が支えられていました。

「あの頃は山や川に行けば獲物がたくさん獲れた」「今では珍しいとされている植物があちこちにあった」そう語るお年寄りたちの顔には少年・少女の輝きが戻り、その瞳が良き時代であったことを物語ります。

しかし、今の子どもたちが暮らしを体験することは容易ではありません。

環境教育と聞くと難しく聞こえますが、その基本となるものは、植物や動物と触れ合い、親しむことで、『命の大切さに気づき、他者や環境を思いやる人を育てる』という人間形成にほかなりません。その環境教育の場や機会が減ってしまうと、島本来の心の豊かさに影響を与えてしまいます。

奄美大島は世界自然遺産登録という転換期を迎えるに当たり、ここの内需の拡大や観光客・人口増などの目標に目を奪われ

がちですが、本当に大切なことは、この登録が貴重な自然を守り、受け継いでいくためのきっかけであるということです。

島の原風景を生かし、暮らしと自然の関わりを見直すことで、はじめて自然遺産登録につながります。決して登録や島の未来があらかじめ約束されるわけでは

ありません。むしろ住民の自然保護の姿勢が問われるのはここからであるといえるでしょう。

子どもたちや観光客が昔ながらの島暮らしを体験し、人と動植物に優しくなれる、そんな環境教育ができる奄美大島を後世に遺したいものです。



宇検村 枝手久島

希少野生動植物の指定状況

希少野生動植物は、目的や内容によりいくつかの分野で保護指定されています。

下記は、国の指定、県の指定、及び天然記念物に指定されている奄美大島の希少野生動植物です。

龍郷町 長雲峠からの眺め

国の指定

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）で捕獲・採取等が禁止されている種（奄美関係分9種：動物6種・植物3種）

分類	種名（和名）
哺乳類	アマミノクロウサギ
鳥類	アマミヤマシギ
鳥類	オーストンオオアカゲラ
鳥類	アカヒゲ
鳥類	オオトラツグミ
昆虫類	フチトリゲンゴロウ
植物	アマミデンダ
植物	ヤドリコケモモ
植物	コゴメキノエラン



オオトラツグミ

写真 / 常田守



アマミセイシカ

県の指定

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例で、捕獲・採取等が禁止されている種（奄美関係分26種：動物11種・植物15種）

分類	種名（和名）
爬虫類	オビトカゲモドキ
両生類	イボイモリ
両生類	アマミイシカワガエル
魚類	リュウキュウアユ
魚類	タナゴモドキ
魚類	タメトモハゼ
魚類	キバラヨシノボリ
昆虫類	ウケジママルバネクワガタ
貝類	シマカノコガイ
貝類	ヤエヤマヒルギシジミ
甲殻類	サキシマヌマエビ
植物	ミヤビカンアオイ
植物	ハツシマカンアオイ
植物	リュウキュウアセビ
植物	アマミセイシカ
植物	テンノウメ
植物	ウケユリ
植物	クスクスラン
植物	シコウラン
植物	アマミエビネ
植物	レンギョウエビネ
植物	オナガエビネ
植物	カンラン
植物	フウラン
植物	カクチョウラン
植物	ナゴラン

天然記念物

文化財保護法及び文化財保護条例で保護されている国・県指定天然記念物（奄美関係分14種：国9種・県5種）

【国】国指定 【県】県指定 【特】特別天然記念物

分類	種名（和名）
哺乳類	アマミノクロウサギ【国・特】
哺乳類	トゲネズミ【国】
哺乳類	ケナガネズミ【国】
鳥類	オーストンオオアカゲラ【国】
鳥類	アカヒゲ【国】
鳥類	オオトラツグミ【国】
鳥類	ルリカケス【国】
鳥類	カラスバト【国】
甲殻類	オカヤドカリ【国】
爬虫類	オビトカゲモドキ【県】
爬虫類	イボイモリ【県】
両生類	アマミイシカワガエル【県】
両生類	オットンガエル【県】
両生類	アマミハナサキガエル【県】



アマミノクロウサギ



写真 / 常田守

アマミイシカワガエル

豆知識なのだ
奄美大島の面積はおおよそ国の0.3%ですが、その中に国内の約13%もの野生動植物が生息しています。

奄美大島5市町村で指定されている希少野生動植物

奄美大島5市町村（奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町）では、共通の「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定の上、島内の希少野生動植物の中から、島ならではの固有種や、数の少ないもの、盗採のおそれがあるものなどについて、専門家の意見などを参考に捕獲・採取等を禁止する種（動物22種・植物35種）を指定しました（平成25年10月1日）。

条例の目的は、希少野生動植物の保護を強化し、後世に継承することです。



※次ページから写真で紹介しています。▶▶

分類	種名 (和名)
両生類	①アマミハナサキガエル
両生類	②オットンガエル
魚類	③ヨロイボウズハゼ
魚類	④ルリボウズハゼ
昆虫類	⑤アマミキンモンフタオタムシ
昆虫類	⑥ヒメフチトリゲンゴロウ
昆虫類	⑦フェリエベニボシカミキリ
昆虫類	⑧ヨツオビハレギカミキリ
昆虫類	⑨アマミマルバネクワガタ
昆虫類	⑩アマミシカクワガタ
昆虫類	⑪アマミヤマクワガタ
昆虫類	⑫マルダイコココガネ
昆虫類	⑬ハネナガチョウトンボ
昆虫類	⑭アマミナガゴミムシ
貝類	⑮ネニヤダシギセル
腕足類	⑯ミドリシャミセンガイ
甲殻類	⑰オカヤドカリ
甲殻類	⑱ムラサキオカヤドカリ
甲殻類	⑲ナキオカヤドカリ
甲殻類	⑳リュウキュウシオマネキ
甲殻類	㉑ヤエヤマシオマネキ
甲殻類	㉒ルリマダラシオマネキ

分類	種名 (和名)
植物	①サガリラン
植物	②ケイタオフウラン
植物	③キバナノセッコク
植物	④ヒメシラヒゲラン
植物	⑤ダイサギソウ
植物	⑥タイワンショウキラン
植物	⑦ヤクシマネッタイラン
植物	⑧ナギラン
植物	⑨チケイラン
植物	⑩ヒメトケンラン
植物	⑪トリガミネカンアオイ
植物	⑫グスクカンアオイ
植物	⑬カケロマカンアオイ
植物	⑭フジノカンアオイ
植物	⑮オオバカンアオイ
植物	⑯ナゼカンアオイ
植物	⑰アサトカンアオイ
植物	⑱リュウキュウヒモラン
植物	⑲ヨウラクヒバ
植物	⑳リュウキュウスズカケ
植物	㉑ハマトラノオ
植物	㉒アマミアオネカズラ
植物	㉓アマミイワウチワ
植物	㉔アマミテンナンショウ
植物	㉕ハマジンチョウ
植物	㉖モダマ
植物	㉗アマミクサアジサイ
植物	㉘アマミスミレ
植物	㉙コショウジョウバカマ
植物	㉚アマミアワゴケ
植物	㉛ヒメミヤマコナスビ
植物	㉜アマミカタバミ
植物	㉝アツイタ
植物	㉞アマミナツウダイ
植物	㉟アマミマツバボタン



コクトくんの雑学教室 あまみや

※ネコ問題は17ページをご覧ください

問題になってます

飼いきれずに捨てられた子ネコ：問題になってます

猫は生後半年～1歳で出産可能になり、一度に平均4～5匹生みます。1年に2～3回の出産が可能です。

猫だけに
ネズミ算ね

不幸なネコを増やさないためにね

増えすぎや捨て猫を止めななきゃなのだ

捨てコクトくん……

捨てられる猫の気持ちを考えてよう

ネコの飼育やノラネコでお困りのときは、お住まいの市町村の担当課もしくは保健所までご相談ください。

気を付けて！ 国・県・市町村で保護指定された動植物を盗採・盗掘・売買したりすると法律や条例により罰せられます【犯罪行為】。ご注意ください。

奄美大島5市町村で保護指定されている希少野生動物

IA ……国のレッドリスト絶滅危惧ⅠA類
 IB ……国のレッドリスト絶滅危惧ⅠB類
 II ……国のレッドリスト絶滅危惧Ⅱ類
 固 ……奄美大島の固有種
 ……世界で奄美大島にしか生息していない種



写真 / 常田守

①アミミハナサキガエル II 固

雌の方が雄より大きく、成体の大きさは雄で56～69mm、雌で75～101mm程度。緑色のタイプや、色が混ざった個体もいる。

絶滅危惧の主要因 森林伐採、開発行為など

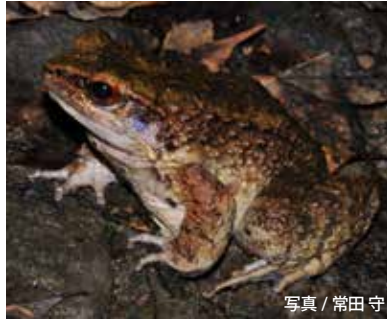


写真 / 常田守

②オットンガエル II 固

非常に大型のカエル。成体の大きさは140mm程度。

絶滅危惧の主要因 森林伐採、開発行為など

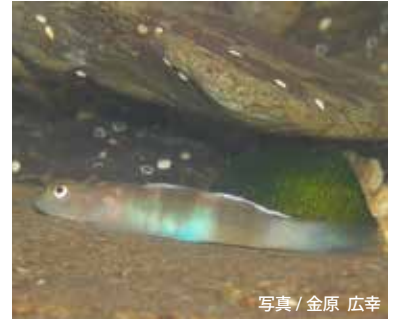


写真 / 金原 広幸

③ヨロイボウズハゼ IA

成魚の全長は60mm程度。雄雌、成魚段階で体色が著しく異なる。

絶滅危惧の主要因 開発行為など

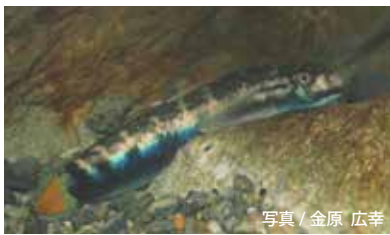


写真 / 金原 広幸

④ルリボウズハゼ II

成魚の全長は120mm程度。雄雌、成魚段階で体色が著しく異なる。

絶滅危惧の主要因 開発行為など



写真 / 前田 芳之

⑤アミキンモンフタオタマムシ 固

体長20mm程度。キンモンフタオタマムシに似るが、メスの腹端にU字形の切れ込みがある。

絶滅危惧の主要因 開発行為、採取など



写真 / 前田 芳之

⑥ヒメフチトリゲンゴロウ II

体長27～33mm程度。奄美大島以南の島々に分布する。

絶滅危惧の主要因 開発行為、採取など



写真 / 前田 芳之

⑦フェリエベニボシカミキリ 固

体長19～38mm程度。

絶滅危惧の主要因 森林内の乾燥化、採取、環境変化など



写真 / 前田 芳之

⑧ヨツオビハレギカミキリ 固

体長は11～15mm程度。メスには金色の帯があり「晴れ着」のように美しい。

絶滅危惧の主要因 森林伐採など



写真 / 前田 芳之

⑨アマミマルバネクワガタ II

♂40～65mm、♀40～55mm程度。

絶滅危惧の主要因 林内の乾燥化、採取など



写真 / 前田 芳之

⑩アマミシカクワガタ

♂23～49mm

♀23～32mm

名前のおり大型の固体では鹿の角を思わせる貫禄がある。

絶滅危惧の主要因 林内の乾燥化、採取、環境変化など



写真 / 前田 芳之

⑪アマミミヤマクワガタ 固

♂は23.5～52.0mm、♀が25.5～34.0mm程度。幼虫採取などにより、近年個体数が激減している。

絶滅危惧の主要因 林内の乾燥化、採取など



写真 / 前田 芳之

⑫マルダイコクコガネ II

体長13～20mm程度。主にアマミノクロウサギの糞を餌とする糞虫。オスには頭角がある。

絶滅危惧の主要因 餌となる獣糞の減少、採取など



写真 / 前田 芳之

⑬ハネナガチョウトンボ IB

復長は26～27mm程度。

絶滅危惧の主要因 採取など



注意なのだ!

ここに写真で紹介する種に加え、国・県で保護指定された動植物についても捕獲・採取は禁止されています(8ページの一覧表をご確認ください)。



写真 / 前田 芳之

⑭アマミナゴミムシ IB 固

体長 15mm 程度。ナガゴミムシ類の中で、最も南方に分布する種。個体数は減少傾向にある。

絶滅危惧の主要因 採取、環境変化など



写真 / 前田 芳之

⑮ネニヤダマシギセル IA IB 固

成貝で殻長 16 ~ 18mm、殻径 4mm 程度。貝殻はやや細長い紡錘形で中型。

絶滅危惧の主要因 開発行為など



写真 / 常田 守

⑯ミドリシャミセンガイ

殻長 40mm 程度。腕足類の仲間。二枚貝とは体のつくりが異なる。三味線に似ていることからこの名前がつけられた。

絶滅危惧の主要因 採取など



写真 / 常田 守

⑰オカヤドカリ

体長 10 ~ 70mm 程度。夜行性で、夜になると砂浜や水辺に出てきて餌をあさる。

絶滅危惧の主要因 開発行為、採取など



写真 / 常田 守

⑱ムラサキオカヤドカリ

小さいときはクリーム色だが、大きくなると鮮やかな紫色になってくる。眼の下の突き出た部分(眼柄)が白っぽい。

絶滅危惧の主要因 開発行為、採取など



写真 / 常田 守

⑲ナキオカヤドカリ

眼の下の突き出た部分が黒っぽい。鳴き声のように聞こえる音は、足や体を貝にこすりつけることで発している。

絶滅危惧の主要因 開発行為、採取など



写真 / 常田 守

⑳リュウキュウシオマネキ

成体は茶色で甲幅 20mm 程度。ヤエヤマシオマネキに比べると眼の柄の部分太过于短。シオマネキのオスは大きなハサミを振ることで求愛行動をとる。メスのハサミは両方とも小さい。

絶滅危惧の主要因 開発行為など



写真 / 常田 守

㉑ヤエヤマシオマネキ

成体の甲幅 25mm 程度。オスの大きなハサミの下半分が赤い。

絶滅危惧の主要因 開発行為など



写真 / 常田 守

㉒ルリマダラシオマネキ

成体の甲幅 25mm 程度。瑠璃色の甲羅に紫色の斑点があるのが特徴。

絶滅危惧の主要因 開発行為、採取など

動植物観察の注意点

奄美大島の海や山では、さまざまな生き物たちが暮らしています。そこに人間が立ち入って観察するときには、動物たちの生活を邪魔したり、刺激を与えないように、十分気を付けなければなりません。

また、海や森には危険もつきものです。身の周りの安全に注意して観察しましょう。

- 動物に急に近づかない
- 静かにそっと見守る
- 夜間に光を当てるときは最小限に
- ハブに注意 ●エサを与えない
- ゴミを捨てない ●動物を連れて帰らない
- 植物も持って帰らない ●食べない

おもなポイントなのだ



奄美大島5市町村で保護指定されている希少野生植物

IA …… 国のレッドリスト絶滅危惧ⅠA類
ごく近い将来において絶滅の危険性が極めて高い種

IB …… 国のレッドリスト絶滅危惧ⅠB類
近い将来における絶滅の危険性が高い種

II …… 国のレッドリスト絶滅危惧Ⅱ類
絶滅の危険が増大している種

固 …… 奄美大島の固有種
世界で奄美大島にしか生息していない種



開花時期
7月ごろ

写真/山下弘

①サガリラン IA

常緑広葉樹林の枝先や岩上からぶらさがって生育する着生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、産地極限、開発行為など



開花時期
3月ごろ

写真/山下弘

②ケイタオフウラン IA

常緑広葉樹林の枝先からぶらさがって生育する着生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、産地極限など



開花時期
6~7月ごろ

写真/山下弘

③キバナセッコク IB

常緑広葉樹林内の樹幹や岩上に生える着生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
6月ごろ

写真/山下弘

④ヒメシラヒゲラン IA 固

常緑広葉樹林内の林床に生える地生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、産地極限など



開花時期
9~10月ごろ

写真/山下弘

⑤ダイサギソウ IB

日当たりの良い林縁に生える地生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、開発行為、林縁草刈など



開花時期
6~7月ごろ

写真/山下弘

⑥タイワンショウキラン IA

常緑の地生ラン

日当たりの良い林床に生える地生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、開発行為など



開花時期
6~7月ごろ

写真/山下弘

⑦ヤクシマネッタイヤン IB

常緑広葉樹林内の林床に生える地生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
6~7月ごろ

写真/山下弘

⑧ナギラン II

常緑広葉樹林内の林床に生える地生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
12~1月ごろ

写真/山下弘

⑨チケイラン II

常緑広葉樹林内の樹幹や岩上に生える着生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
4月ごろ

写真/山下弘

⑩ヒメトケンラン II

常緑広葉樹林内の林床に生える地生ラン。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、開発行為など



開花時期
12～1月ごろ

写真/山下弘

⑪トリガミネカンアオイ IA 固

常緑広葉樹林内の林床に生える小型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
2～3月ごろ

写真/山下弘

⑫グスクカンアオイ IA 固

常緑広葉樹林内の林床に生える中型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
3～5月ごろ

写真/山下弘

⑬カケロマカンアオイ IB 固

常緑広葉樹林内の林床に生える小型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
3～4月ごろ

写真/山下弘

⑭フジノカンアオイ II 固

常緑広葉樹林内の林床に生える大型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
12月ごろ

写真/山下弘

⑮オオバカンアオイ IB

常緑広葉樹林内の林床に生える大型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



開花時期
2～4月ごろ

写真/山下弘

⑯ナゼカンアオイ IB 固

常緑広葉樹林内の林床に生える小型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、産地極限など



開花時期
2～4月ごろ

写真/山下弘

⑰アサトカンアオイ IA 固

常緑広葉樹林内の林床に生える小型の多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、産地極限など

希少野生動植物の保護に関する条例 禁止事項とその罰則

(平成25年10月1日以降)

奄美大島5市町村で制定した希少野生動植物の保護に関する条例では、下記のとおり罰則を定めています。

- ★捕獲、採取、殺傷または損傷
- ★違法に捕獲等された個体の所持、増殖及び譲渡等
- ★生息地等保護区内の行為規制違反
→1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ★捕獲等の許可条件違反
- ★生息地等保護区内行為の許可条件違反
- ★栽培施設等の改善命令違反
- ★生息地等保護区内行為への措置命令違反
→6月以下の懲役または30万円以下の罰金
- ★生息地等保護区指定のための立入調査拒否
→20万円以下の罰金

IA

…国のレッドリスト絶滅危惧IA類
ごく近い将来において絶滅の危険性が極めて高い種



写真 / 山下弘

18 リュウキュウヒモラン IA

常緑広葉樹林内の樹幹からぶらさがって生えるシダ植物。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、開発行為、産地極限など



写真 / 山下弘

19 ヨウラクヒバ IB

常緑広葉樹林内の樹幹からぶらさがって生えるシダ植物。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、開発行為など



写真 / 山下弘

開花時期
9~10月ごろ

20 リュウキュウスズカケ IA

山地の林縁に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、林縁草刈、開発行為など

IB

…国のレッドリスト絶滅危惧IB類
近い将来における絶滅の危険性が高い種



写真 / 山下弘

開花時期
9~10月ごろ

21 ハマトラノオ II

近海地の崖地に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

海岸開発、林縁草刈、開発行為など



写真 / 山下弘

22 アマミアオネカズラ IA

常緑広葉樹林内の樹幹に生えるシダ植物。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、産地極限など



写真 / 山下弘

開花時期
7~8月ごろ

23 アマミイワウチワ IA 固

常緑広葉樹林内の岩場に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、開発行為など

II

…国のレッドリスト絶滅危惧II類
絶滅の危険が増大している種



写真 / 山下弘

開花時期
3~4月ごろ

24 アマミテンナンショウ IB

常緑広葉樹林内の林床に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採など



写真 / 山下弘

開花時期
1~2月ごろ

25 ハマジンチョウ II

海岸湿地に生える常緑低木。

絶滅危惧の主要因

開発行為など



写真 / 山下弘

開花時期
5月ごろ

26 モダマ IA

林縁に生える大型のつる性常緑木本。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、開発行為など

固

…奄美大島の固有種
世界中で奄美大島にしか生息していない種



注意なのだ！ お店で買ったペットや植物を野山に捨ててはいけません。生態系が壊れ、奄美大島の大切な動植物がいなくなってしまうかもしれません。



開花時期
8~9月ごろ

写真/山下弘

②7 アマミクサアジサイ IB 固

溪流沿いの岩場に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、河川開発、開発行為など



開花時期
4~5月ごろ

写真/山下弘

②8 アマミスミレ IA

溪流沿いの岩場に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

園芸採取、森林伐採、開発行為など



開花時期
8月ごろ

写真/山下弘

②9 コショウジョウバカマ II

常緑広葉樹林内の林床に生える小型の多年草。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、開発行為、産地極限など



開花時期
6~7月ごろ

写真/山下弘

③0 アマミアワゴケ IA 固

溪流沿いの岩場に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、開発行為など



開花時期
5~6月ごろ

写真/山下弘

③1 ヒメミヤマコナスビ IA 固

溪流沿いの岩場に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、開発行為など



開花時期
5~10月ごろ

写真/山下弘

③2 アマミカタバミ IA

溪流沿いの岩場に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、開発行為など



写真/山下弘

③3 アツイタ II

常緑広葉樹林内の樹幹や岩上に着生するシダ植物。

絶滅危惧の主要因

森林伐採、園芸採取など



開花時期
4~5月ごろ

写真/山下弘

③4 アマミナツトウダイ IA 固

日当たりの良い林縁に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

開発行為、林縁草刈など



開花時期
6~9月ごろ

写真/山下弘

③5 アマミツバボタン

海岸岩上に生える多年草。

絶滅危惧の主要因

開発行為、産地極限など

希少野生動植物の盗掘・盗採防止にご協力を

貴重な動物や植物が数多く存在する奄美大島ですが、残念なことに、価値があるためにその動植物が取られたり、売られたりすることがあります。希少野生動植物の盗掘・盗採を見つけたときには、お住まいの市町村役場、名瀬保健所、奄美野生生物保護センター、奄美警察署等までご連絡ください（本紙18ページの不法投棄に関する連絡先を参照）。みんなで守ろう。奄美大島の大自然。



【監視員によるパトロールの様子】

希少種の保護と外来種対策

瀬戸内町 芝～実久

世界自然遺産候補地に選ばれた奄美大島ですが、絶滅危惧種の保護をはじめとして、今後取り組むべき課題が挙げられています。その多くは、ペットを正しく飼うことや、ごみのポイ捨てを無くすことなど、私たち島人一人ひとりの心がけや公共マナーによって解決されていきます。

希少種の保護

希少な植物の採取や食害の抑制・防止や、アマミノクロウサギなど希少な動物の交通事故を抑えるなど、希少種の保護対策が課題となっています。

ロードキル防止

山間部の道路などでアマミノクロウサギが交通事故にあい、死んでしまうこと（ロードキル）があります。このような事故を防ぎ、希少種を保護するために、特に夜間の山道などでゆっくりとした速度での運転を呼びかけています。ゆっくり走ろう、奄美の山道。



ヤギ被害防除対策

奄美大島では、野生化したノヤギの食害による希少野生植物を含む植生の破壊によって、土砂崩壊等の被害が発生しており、これを防ぐために奄美群島振興開発事業を活用したヤギ被害防除対策事業を実施しています。



【ノヤギ】

また、構造改革特区による「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」に認定され、狩猟期間中に限り狩猟鳥獣として捕獲できるようになりました。今後は食用としての活用も検討しながら、世界自然遺産登録に向けた重要地域をノヤギの被害から保護することが重要な課題となっています。

ヤギ捕獲頭数の実績・計画（平成22～26年度）

実施市町村名	H22年度実績	H23年度実績	H24年度実績	H25年度計画	H26年度計画
奄美市	25	40	37	40	40
大和村	—	—	12	20	20
宇検村	—	—	—	20	20
瀬戸内町	150	150	150	150	150
龍郷町	—	—	—	—	—
合計	175	190	199	230	230

※平成20年6月1日に島内の5市町村で「山羊の放し飼い防止等に関する条例」を施行しています。

ウミガメ保護対策

奄美大島は、世界的に絶滅の危機にあるといわれているウミガメの上陸地です。ウミガメは豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物で、学術的及び文化的価値があることから、自治体や住民が一体となって保護し、共有の資産として未来へ継承するよう、対策に取り組んでいます。

※ウミガメを発見したら近づかないで、そっと見守りましょう。

※ゴミなどを捨てないで、美しい浜辺を保ちましょう。

※ウミガメを捕まえたり、卵を掘りおこしてはいけません。



サンゴ礁の保全

サンゴ礁にはさまざまな生物が生息し、豊かな生態系を形成しています。また、観光資源としての活用や、防波堤の役割をして陸地を波から守ることなど、自然にとっても人々の暮らしにとっても、貴重な財産です。

このサンゴ礁を守るために、平成16年に奄美群島14市町村で「奄美群島サンゴ礁保全対策協議会」を設立し、サンゴ礁を食べるオニヒトデの駆除や、サンゴの生育状況の調査・研究などを行っています。



写真 / 興克樹

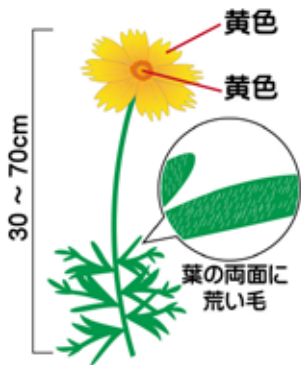
お願い！ケガをしたアマミノクロウサギなどを見かけたら、奄美野生生物保護センター【0997-55-8620】までお知らせください。

外来種対策

奄美大島では、外来生物法(※)に基づく特定外来生物(マングース、オオキンケイギクなど)が侵入し、奄美大島本来の生態系に悪影響を及ぼしています。これらの外来生物への対策を行い、希少野生動植物への影響を止めることが課題のひとつです。

※外来生物法：特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活を安定向上させることを目的とした法律です。(特定外来生物→マングース、オオキンケイギク、ボタンウキクサ、ウシガエルなど)

特定外来生物 オオキンケイギク対策



毎年5～7月ごろに開花するオオキンケイギクは、繁殖力が強く、生態系に悪影響を及ぼすため、栽培や運搬、販売などが禁止されています。

ご家庭の花壇や畑などで見かけた場合は、除草をお願いします。

特定外来生物 マングース対策

1979年にハブ(咬傷被害)、ネズミ(農作物被害)対策としてマングース約30個体が奄美大島に放たれました。しかし、ハブの天敵にはならず、貴重な在来生物などを捕食してしまうことがわかりました。



そこで、奄美大島の生態系の回復させるために、環境省により奄美マングースバスターズが結成(平成17年)され、マングースの捕獲や、マングースによって減少した在来動物の回復状況の調査などを行っています。この取組によりマングースの生息数は減少し、これに伴い、アマミノクロウサギなどの在来種の生息状況が回復しています。



ノネコ対策



【アマミノクロウサギをくわえるノネコ】

奄美大島では、希少動物を捕食するノネコの存在が脅威となっています。その前身であるノラネコを増やさないために、飼い猫以外のノラネコへのエサやりをやめることや、飼い猫への避妊・去勢についてお願いしています。



犬・ネコを飼うときの注意

- 必ず市町村に登録し、首輪をつけましょう。
- 飼い主は愛情を持って終生にわたり責任をもって飼育しましょう。
- 捨て猫、捨て犬は絶対ダメ！
- 飼い猫以外にはみだりに餌をやらないようにしましょう。
- 飼い猫は、できるだけ室内で飼いましょう。
- 犬は必ず繋いで飼い、散歩させるときはリードをつけましょう。
- 犬のフンは必ず持ち帰り、キレイなまちづくりを心がけましょう。

※平成23年10月1日に島内の5市町村で「飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例」を施行しています。

気を付けて！ 特定外来生物は、法律により原則として飼育(栽培)、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが禁止されています。ご注意ください。

不法投棄の防止

「不法投棄」とは？

山間部や、河川、海岸などに家電製品、家具、空き缶やたばこなどが捨てられていることがあります。このように決められた処分方法や場所、分別方法以外でごみを捨てることを「不法投棄」といい、捨てた場合には「**5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方（法人の場合は3億円以下）**」という厳しい罰則が科せられます。

不法投棄は、地域の景観を壊します。それだけでなく、ごみから出る有害物質が、土壌や水源を汚染したり、悪臭が発生したりするなどの原因になることもあります。

奄美大島では、県・市町村と警察が連携をとり、監視パトロールや監視カメラの設置をするなど、不法投棄の防止に取り組んでいます。しかし、依然として不法投棄は無くなりません。皆様のご理解とご協力で不法投棄を根絶し、美しい奄美の自然・景観を守りましょう。

◎不法投棄から自らの土地・建物を守りましょう

不法投棄をした者が判明しない場合、土地・建物の管理者が処理しなければなりません。このようなことを防ぐためにも、



【不法投棄の状況】

- ✓ **こまめに土地の草を刈る**
- ✓ **車が入らないよう柵をする**
- ✓ **定期的に見回りをする**

など管理をし、捨てられないよう注意しましょう。

不法投棄をみかけたら！

不法投棄を見かけたら、自治体の担当窓口、もしくは最寄りの警察署までご連絡ください。

- ▶ 奄美市 環境対策課：(0997)52-1111
- ▶ 大和村 住民税務課：(0997)57-2111
- ▶ 宇検村 住民税務課：(0997)67-2211
- ▶ 瀬戸内町 生活環境課：(0997)72-1113
- ▶ 龍郷町 生活環境課：(0997)62-3111
- ▶ 名瀬保健所：(0997)52-5411
- ▶ 奄美警察署：(0997)53-0110
- ▶ 瀬戸内警察署：(0997)72-0110

その際に、確認できたら助かる情報

発生日時 発生場所 運んでいる人物や車両のナンバー

ごみを減らし、分別をしっかりと、不法投棄の防止に努め、自然豊かな奄美の環境を守りましょう。



ごみの出し方について不明なことがありましたら、お住まいの市町村の担当課までご相談ください。

注意なのだ！タバコのポイ捨ても不法投棄です。自然環境の保護ときれいなまちづくりにご協力をお願いします。

自然体験の提供（エコツーリズム）

エコツーリズムとは、「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた（環境省より）」です。

奄美群島では、平成24年度にすべての島において「エコツーリズム推進協議会」が組織され、市町村・観光関係

者・エコツアーガイド等により、それぞれの島の実情にあった取り組みがはじまりました。

国が定めたエコツーリズム推進法（基本理念は下記）を参考にして、自分たちの暮らしと自然との関わりに目を向け、身近にある自然観光資源を見直すことで、島人全員で自然環境の保全と継承を目指しましょう。

エコツーリズム推進法の基本理念

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるために、自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を図り、これらをうまく両立させましょう。

エコツーリズム推進法の4つのポイント

- 🍀 自然環境に配慮しましょう
- 🍀 地域の観光の活性化に結びつけましょう
- 🍀 地域への誇りや生きがい創出の場に結びつけましょう
- 🍀 自然の大切さを学びましょう



ハブと共に暮らす島

奄美大島で自然に接することは、毒蛇であるハブが生活する場所におじゃますることです。

ハブは下記のように活発になる条件もありますが、咬傷被害は一年を通じてほぼ毎月発生しているため、常にハブに対する警戒を怠らないことが大切です。



ハブの生態

- 活発になる条件
 - 気温：18℃～27℃（特に24℃前後）
 - 湿度：70%～80%
- あまり活動しない気温⇒30℃以上、10℃以下
- ★苦手なもの⇒直射日光に弱く、草木等の陰にいることが多い
- ★餌⇒80%以上が野ネズミ
- ★攻撃範囲⇒全長の3分の2までの距離
- ★行動範囲⇒1日100メートル以内

ハブに咬まれないための7カ条

- 1 道路の中央を歩く。
- 2 不用意に草むらに入らない。
- 3 夜は懐中電灯を持って歩く。
- 4 草むらに入る時は深い長靴を履き、棒であらかじめたたきながら進む。また、ハブを見つけたら1.5m以上離れる。
- 5 やぎ小屋、牛小屋などの戸を開けて入るときは、上下左右・頭上を確かめてからはいる。
- 6 草むらや川岸などで作業する時は、つばの大きな帽子、厚手の長袖シャツ、革の手袋、脚はん、長靴を着用する。
- 7 ハブやネズミの隠れ場所となる家の周りの草や木の枝などを刈り、環境整備に努める。

ハブに咬まれたら！

ハブに咬まれたら、落ち着いて行動し、すぐに最寄の病院へ連絡して、医師の治療を受けてください。

～病院に着くまでにできること～

- ① 身近にいる人に助けを求め、なるべく安静にする。
- ② 毒吸出器（※）などでハブ毒を吸い出す。
- ③ 傷口より心臓に近い部分をタオルなどできつめに縛る。

※毒吸出器は薬局で購入できます。

※吸出器はあくまで応急処置なので、必ず病院で治療を受けてください。



豆知識なのだ

島では松くい虫被害が発生していますが、自然の変遷の一過程なので、世界自然遺産登録の可否に影響するものではありません。



奄美大島の自然のために、私たちができること



島の自然について学び、どのような植物や動物がいるのか、それらの自然と人々がどのように関わってきたのかについて理解を深め、奄美大島の現状を知ることが、自然保護の最初の一步です。

島で行われている様々な活動が、自然環境にどのような影響を及ぼしているかを考えながら生活し、島を探検してみましょう。

アマミノクロウサギが交通事故に巻き込まれないように山道でゆっくり運転することも、犬やネコなどのペットを正しく飼うことも、貴重な自然生態系を守るための大切な行動です。

ポイ捨てをなくし、マナーを守り、動植物に思いやりを持つ。

島人一人ひとりのちょっとした心がけが、奄美大島の自然保護シマンチュにつながっていきます。

No Nature, No Amami.

(自然あってこそ奄美大島)

2013年10月

【編集・発行】奄美大島自然保護協議会

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

TEL: 0997-52-1111 FAX: 0997-52-1354

【協力】環境省奄美野生生物保護センター・鹿児島県

【写真提供】山下 弘・常田 守・前田 芳之・金原広幸・興 克樹

